京都市重度障害者住宅環境整備費助成事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2013.5改

確　　認　　書

　いきいきハウジングリフォーム（京都市重度障害者住宅環境整備事業）で利用者宅の住宅改修等の実施にあたって、実施者は障害福祉に理解と熱意をもって取り組むとともに、下記の事項を遵守するものとします

（１）利用者は、京都市が（公益社団法人）京都市身体障害者団体連合会に委託し実施する住環境改善整備相談（以下「専門相談」という）を必ず受けていただきます。専門相談は、福祉・保健・医療・建築・福祉用具などの様々な分野の専門家がチームを組み、利用者宅を訪問し、障害状況や住宅構造に応じた整備方法について助言するものです。

　　専門相談の際には、実施者の現場での立会いをお願いします。

（２）利用者及び専門相談チームとの合意に基づく住宅環境整備プランに従い実施してください。

　　工事中、当初のプランを変更せざるを得ない状況が発生した場合は、利用者及び専門相談チームにただちに報告し、協議をした上で、新しいプランを作成してください。

（３）工事完了後は、速やかに利用者を通じて専門相談チームに完了報告をおこない、完了検査を受けてください。

（４）工事中及び工事完了時に、専門相談チームから指導・指示があった時は、その指導・指示に従ってください。

（５）実施者は完了検査後、利用者から完了報告者の欄に利用者の署名・捺印のある助成券を受け取り、請求書とともに、（公社）京都市身体障害者団体連合会を通じて京都市に提出してください。

　　　※上記事項が遵守されていない場合に、助成金の支払いが受けられないことがあります。

　　　　　　　　　　　邸の住宅改修にあたっては、当社の

　　　　　　が担当しますが、上記の事項を遵守し誠実に実施いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和　　　年　　月　　日

　　京都市長　殿

　　　　　　　　　 名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　印